

## 東京都衛生関係職種養成施設等指定等手続要項

平成 28 年 3 月 31 日 27 福保健健第 1085 号  
改正 令和 5 年 10 月 10 日 5 保医健健第 533 号

### 第 1 目的

この要項は、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）、調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）、調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）、製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）、製菓衛生師法施行令（昭和 41 年政令第 387 号）、製菓衛生師法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号）、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）、理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）、理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）、理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）、美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）、美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）、美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第 52 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）、その他法令の定めるもののほか、衛生関係職種養成施設等の指定又は登録（以下「指定等」という。）及び指定等の内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化及び円滑化並びに衛生関係職種養成施設等の適正な運営の確保を目指すことを目的とする。

### 第 2 用語の意義

- 1 この要項において、衛生関係職種養成施設等とは、調理師法第 3 条第 1 号に規定する調理師養成施設、製菓衛生師法第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設、理容師法第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設、美容師法第 4 条第 3 項に規定する美容師養成施設、食品衛生法第 48 条第 6 項第 3 号に規定する食品衛生管理者養成施設、食品衛生法施行令第 9 条第 1 項第 1 号に規定する食品衛生監視員養成施設、食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号に規定する食品衛生管理者登録講習会、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 12 条第 5 項第 3 号に規定する食鳥処理衛生管理者養成施設、同法第 12 条第 5 項第 4 号に規定する食鳥処理衛生管理者登録講習会をいう。

- 2 第2の1に掲げるもののほか、この要項で使用する用語の意義は、第1及び第2の1に掲げる法令、通達において使用する用語の例による。

### 第3 指定等申請の手続

衛生関係職種養成施設等の指定等を受けようとするときは、その設立者若しくは設置者又は実施者（以下「設立者等」という。）は、次に掲げる区分ごとに、所定の事項を記載した指定等申請書及び添付書類を、次のとおり、知事に提出すること。

- 1 調理師養成施設、製菓衛生師養成施設、理容師養成施設、美容師養成施設、食品衛生管理者養成施設、食品衛生監視員養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設

指定等を受けようとする日の4か月前までに1部

- 2 食品衛生管理者登録講習会、食鳥処理衛生管理者登録講習会

登録を受けようとする日の2か月前までに1部

### 第4 設置等計画書の提出

- 1 理容師養成施設及び美容師養成施設の指定を受けようとするときは、その設立者は、上記第3の指定申請の手続に先立ち、所定の事項を記載した設置計画書及び添付書類を、次のとおり、知事に提出すること。

指定を受けようとする日の1年前までに1部

- 2 指定を受けた理容師養成施設及び美容師養成施設について、次に掲げる事項の変更等を行おうとするときは、その設立者は、所定の事項を記載した変更等計画書及び添付書類を、次のとおり、知事に提出すること。

- (1) 生徒の定員（定員を増加する場合に限る。）
- (2) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (3) 養成課程の新設
- (4) 同時授業の実施
- (5) 養成課程の一部廃止
- (6) 養成施設の廃止（全部廃止）

変更等を行おうとする日の1年前まで（同時授業を行う場合は10か月前

まで) に1部

## 第5 変更等承認申請の手続

指定等を受けた衛生関係職種養成施設等(以下「指定等養成施設等」という。)について、次に掲げる事項の変更等を行おうとするとき(理容師養成施設及び美容師養成施設については、原則として第4の2により提出した変更等計画書の審査により変更等計画の承認を受けた後)は、その設立者等は、所定の事項を記載した変更等承認申請書及び添付書類を、次のとおり、知事に提出すること。

### 1 調理師養成施設

- (1) 教科課程ごとの生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数
- (2) 修業期間
- (3) 教科課程

生徒の定員の変更を行おうとする場合にあっては、変更を行おうとする日の4か月前までに、それ以外の事項にあっては変更を行おうとする日の2か月前までに1部

### 2 製菓衛生師養成施設

- (1) 生徒の定員及び学級数
- (2) 生徒の定員の変更に伴う施設の構造設備
- (3) 養成施設の廃止

養成施設の廃止を行おうとする場合にあっては、廃止が決定した時点で相談の上、それ以外の事項にあっては変更を行おうとする日の4か月前までに1部

### 3 理容師養成施設、美容師養成施設

- (1) 生徒の定員(定員を増加する場合に限る。)
- (2) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (3) 養成課程の新設
- (4) 同時授業の実施
- (5) 養成課程の一部廃止
- (6) 養成施設の廃止(全部廃止)

変更等を行おうとする日の2か月前までに1部

## 第6 変更等届出の手續

指定等養成施設等ごとに、次に掲げる事項の変更等を行おうとするときは、その設立者等は、所定の事項を記載した変更等届出書及び添付書類を、次のとおり、知事に提出すること。

### 1 調理師養成施設

- (1) 養成施設の名称、所在地
- (2) 設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）

変更があつた日から1か月以内に1部

- (3) 施設の各室の用途、構造、面積等

変更を行おうとする日の2か月前までに1部

- (4) 養成施設を廃止したとき

廃止した日から1か月以内に1部

### 2 製菓衛生師養成施設

- (1) 養成施設の名称、所在地
- (2) 設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）
- (3) 養成施設の長の氏名
- (4) 修業期間及び教科課程
- (5) 通信課程における授業の方法
- (6) 通信課程における通課程修了の認定方法
- (7) 通信課程における通信教材の内容
- (8) 施設の構造設備の変更（生徒の定員の変更を伴う場合は除く。）
- (9) 入学料、授業料及び実習費の額
- (10) 養成施設の教員

変更があつた日から1か月以内に1部

### 3 理容師養成施設、美容師養成施設

- (1) 養成施設の名称及び所在地
- (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- (3) 養成施設の長の氏名
- (4) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- (5) 学級数
- (6) 入所資格
- (7) 入所の時期
- (8) 修業期間
- (9) 教科課程
- (10) 卒業認定の基準
- (11) 入学料、授業料及び実習費の額
- (12) 実習のモデルとなる者の選定その他実習の実施方法
- (13) 通信課程における通信養成を行う地域
- (14) 通信課程における授業の方法
- (15) 通信課程における課程修了の認定方法
- (16) 通信課程における通信教材の内容

変更があつた日から1か月以内に1部

- (17) 生徒の定員を減ずる変更をするとき、又は同時授業の実施を終了するとき

変更を行おうとする日の2か月前までに1部

#### 4 食品衛生管理者養成施設、食品衛生監視員養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設

- (1) 養成施設の名称及び所在地の変更
- (2) 設置者の名称及び所在地及び設立年月日
- (3) 養成施設の長の氏名及び住所
- (4) 年次別の履修計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
- (5) 入学定員
- (6) 入学資格及び時期
- (7) 修業年限
- (8) 教授用及び実習用の機械器具（食品衛生法別表の第2に掲げる機械器具に係るものに限る。）

- (9) 校地及び校舎の図面及び配置図
- (10) 学則

変更があった日から1か月以内に1部

- 5 食品衛生管理者登録講習会、食鳥処理衛生管理者登録講習会
  - (1) 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 登録講習会の実施期間
  - (3) 登録講習会の業務の休廃止

変更等を行おうとする日の2週間前までに1部

#### 第7 指定等取消等申請の手続

指定等養成施設（「指定等養成施設等」のうち、食品衛生管理者登録講習会及び食鳥処理衛生管理者登録講習会を除く「指定等養成施設」。以下「指定等養成施設」という。）について、下記（1）又は（2）の申請等をあらかじめ行おうとする場合は、本条各項で定める手続を行うこと。

- (1) 指定等取消申請（設立者等からの申請による任意の取消し。法令、要領、ガイドライン等の規定で定める指定等の基準に適合しなくなった場合等の取消しを除く。）
- (2) 養成施設の廃止、養成課程の一部の廃止に係る変更承認申請又は変更届

##### 1 指定等取消申請書等の提出

指定等養成施設の設立者等は、次に掲げる区分ごとに、指定等取消申請等を行うこと。

- (1) 調理師養成施設があらかじめ廃止届を提出する場合は、廃止を行おうとする日の2か月前までに1部、養成課程の一部の廃止を行おうとする場合は、上記、第5の1（3）による。
- (2) 理容師養成施設及び美容師養成施設の廃止又は養成課程の一部の廃止をしようとする場合は、上記、第5の3（4）による。
- (3) 製菓衛生師養成施設、食品衛生管理者養成施設、食品衛生監視員養成施設及び食鳥処理衛生管理者養成施設が指定等の取消しを受けようとする場合、次のとおり、所定の事項を記載した指定等取消申請書を知事に提出すること。

指定等の取消しを受けようとする日の3か月前までに、1部

- (4) 養成施設の全部又は一部の課程の廃止を行う場合にあっては、在籍者全員の課程修了等（卒業又は転学、若しくは規定科目の履修）が卒業判定会議等で決定した時点で、これを証明する会議録等を速やかに提出すること。

## 2 募集停止の申出

養成課程の全部又は一部を廃止する場合の募集停止を行う場合は、指定等養成施設の設立者等は、下記のとおり申出を行うこと。

- (1) 募集停止を行う日の3か月前までに、別記様式により知事に申し出ること
- (2) 複数の課程を設置している場合で、一部の課程を廃止する場合は、変更等承認申請（課程の変更）の手続を行うこと。

## 第8 その他

この要項に定めるもののほか、衛生関係職種養成施設等の指導に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要項は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについては、平成27年4月1日に遡及して適用する。

### 附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

別記様式（要項第7の2（1）関係）

文 書 番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（設立者（設置者）住所・所在地）

（設立者（設置者）氏名・名称）

（代表者氏名）

### 募集停止に係る申出書

このたび下記のとおり学生募集を停止することとしたので、申し出いたします。

### 記

- 1 養成施設の名称及び所在地  
名称  
所在地
- 2 募集停止する課程、学科、コース名等
- 3 募集停止する理由
- 4 募集停止を開始する時期  
年 月 日
- 5 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度  
〇〇年度（〇年〇月入学生から）
- 6 その他（今後の取扱い等）

以上